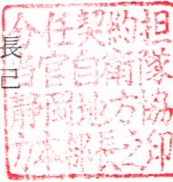


公 告

分任契約担当官
自衛隊静岡地方協力本部長
宮川 知己



下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

| 件 名 | 規格・予定電力量・需要場所 |
|-----------------------------|---------------|
| A 自衛隊静岡地方協力本部で使用する電気 | 仕様書のとおり |
| B 自衛隊静岡地方協力本部伊東地域事務所で使用する電気 | |
| C 自衛隊静岡地方協力本部富士地域事務所で使用する電気 | |
| D 自衛隊静岡地方協力本部藤枝地域事務所で使用する電気 | |
| E 自衛隊静岡地方協力本部静岡募集案内所で使用する電気 | |
| F 自衛隊静岡地方協力本部清水募集案内所で使用する電気 | |

(2) 使用期間 : 平成31年4月1日00:00～平成32年3月31日24:00

2 入札執行の場所・日時

入 札 場 所 自衛隊静岡地方協力本部 2階会議室
日 時 平成31年3月 8日 15時00分

3 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

自衛隊静岡地方協力本部及びホームページ

4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人間関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 平成28・29・30年度及び平成31・32・33年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の審査結果通知を受けた者のうち、「物品の販売」の等級D以上に格付され、「東海・北陸」地域における競争参加資格を有する者であること。
全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除する要請がない者で入札の心得に示す事項を書面をもって入札前までに誓約する者。
- (8) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、平成31年4月1日(契約締結予定日)に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

5 入札方法

入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あらかじめ官側が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

6 保証金

- (1) 入札保証金:免除
但し、落札者が契約を結ばないときには、入札金額に消費税相当額を加算した額の100分の5に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金:免除
但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額以上を違約金として徴収する。

7 無効入札

下記のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札資格のない者の入札(「適合証明書」の提出は必須)
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額が明瞭でない場合
- (4) 入札者が誰であるか識別し難い場合
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

8 契約書の作成:契約書を作成する。

9 適用する契約条項

- (1) 談合等の不正行為に関する特約条項
- (2) 暴力団排除に関する特約条項

10 その他

- (1) 第4項(6)に示す資格審査結果通知書(写)は、入札開始までに提出すること。
- (2) 郵便による入札は、平成31年3月 7日(木)17時00分までに必着とする。なお封書には社名、入札日時及び件名を、また朱書きで入札書在中と明記すること。到着の有無を確認すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 代表者以外が入札に参加する場合は、委任状を入札前に提出すること。
- (5) 請負業者の請求額に対する官側の振込手数料については、請負業者の負担とする。
- (6) 仕様書については自衛隊静岡地方協力本部総務課で配布します。
- (7) 入札及び契約事項に関する事項のお問い合わせ先

〒420-0821

静岡県静岡市葵区柚木366

自衛隊静岡地方協力本部 総務課 会計班長

TEL:054-261-3151

FAX:054-261-3153